

# 広報ししま

## 12月の楽しみ

- 13日(水)・・・鳥肉
- 14日(木)・・・青果
- 15日(金)・・・魚
- 16日(土)・・・肉

## 4月入園の申込みは

# 1月31日までに



## 保育園のご案内

### 保育園とは

保育園は、保護者の労働、または疾病等の理由によつて、監護すべき児童が「保育に欠ける」場合に限り入園することのできる児童福祉施設の一つです。

したがって、学校の一環である幼稚園とは異なり、しつけをよくしたり、集団訓練に慣れさせるというような理由では、入園の対象となりません。

区立保育園	
駒込第1保育園	駒込 7-7-22
駒込第2保育園	駒込 5-1-3
巣鴨第1保育園	巣鴨 3-15-20
巣鴨第2保育園	南大塚 2-9-1
南大塚保育園	南大塚 2-36-3
西巣鴨第1保育園	南大塚 3-12-12
西巣鴨第2保育園	西巣鴨 1-1-13
南池袋保育園	南池袋 3-17-4
池袋第1保育園	上池袋 3-39-11
池袋第2保育園	東池袋 2-60-19
池袋第3保育園	東池袋 2-34-1
池袋第4保育園	雑司が谷 1-34-5
池袋第5保育園	高南 1-24-14
池袋本町保育園	西池袋 2-25-20
池袋本町保育園	西池袋 4-22-18
池袋本町保育園	池袋本町 3-4-5
池袋本町保育園	池袋 2-1019
池袋本町保育園	池袋 4-1751
池袋本町保育園	池袋 2-1049
池袋本町保育園	池袋本町 4-1-14
池袋本町保育園	池袋 5-18-19
池袋本町保育園	池袋 5-23-7
池袋本町保育園	池袋 2-3-21
池袋本町保育園	池袋 3-7-7
池袋本町保育園	池袋 千早 1-38
池袋本町保育園	池袋 千早 4-40
池袋本町保育園	池袋 千早 3-16
池袋本町保育園	池袋 千早 3-10
池袋本町保育園	池袋 千早 1-23

私立保育園	
茗荷保育園	南大塚 1-10-3
マハヤナ保育園	大塚 2-36-17
日の出保育園	西池袋 5-20-11
すずらん保育園	西池袋 3-7-7
小みり保育園	西池袋 3-31-9
小みり保育園	池袋本町 3-29-9
豊島保育園	池袋本町 3-9-8
長崎保育園	池袋本町 3-35-8
同環としま保育園	池袋本町 3-26-4
受の家保育園	池袋本町 4-11-3
千早子保育園	池袋本町 3-37

◎印は寄附金を受けている保育園(区立は生徒6か月以上)です。

**お申込みはお早めに**

保育園の入所申請は年間を通じて福祉事務所で行っています。毎年4月の入園については相対数の希望者がありますので、特に今回の申込みについては、事務の処理上1月31日(金)までに、次の要領により居住地の福祉事務所へお申込みください。

- 申込書類
- 保育所入所申請書
- 家庭の状況
- 食品購入時の注意
- 「表示」がはつきりとしてあるかどうかをよく調べ、品質の良いものを選びましょう。

**年末年始の食品にご注意!**

年末年始は多量の食品が出回るため、店ではとくに取扱いが粗雑で、不衛生になりがちです。また、この時期は、一度に大量の食品で作って保存するため、腐敗したり「カビ」が発生したりする食品や、漂白剤、防腐剤等を不正に使用した食品が出回る恐れがあります。

**保育園入園の注意!**

▽「生かき」を買うときは、特に生食用か加熱用の表示を確認してから買しましょう。

▽食品の取扱いが衛生的で清潔であり、商品の回転が早く、値段の安い店を選びましょう。

▽安い品物にとびつかず、価格と商品とを吟味して、粗悪品に注意しましょう。

**保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母親が最前働いていたり、死亡、行方不明、あるいは病気で児童の保育ができない状態をいいます。**

現在、本区には公立29、私立11、計40の保育園があります。ここに4千名の児童が保育されています。保育園に欠員が生じる度に、申請者の中より「保育に欠ける」程度の高い児童から順次入園していただいています。

**保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母親が最前働いていたり、死亡、行方不明、あるいは病気で児童の保育ができない状態をいいます。**

現在、本区には公立29、私立11、計40の保育園があります。ここに4千名の児童が保育されています。保育園に欠員が生じる度に、申請者の中より「保育に欠ける」程度の高い児童から順次入園していただいています。

**食品の保管、調理の注意**

▽買って来た食品の取扱いは十分注意して、調理する人の衛生には特に気を配ることが大切です。

▽冷蔵庫内の温度は、5℃位に保つよう細心の注意をしてください。かまぼこ類は、30℃では1日で悪くなりますが、5℃なら7、10日は大丈夫です。

▽冷蔵庫の中は整理整頓して、冷気の循環をよくしましょう。

▽凍った食品は長く保管せず、適当に処分しましょう。

▽食品の衛生的管理を十分に、楽しいお正月をお過ごしください。お返付の点がありましたら

**年末年始の検査受付は次のとおりです**

- ◇ 水質検査 12月18日まで、1月8日から
- ◇ 検便(腸内細菌培養) 12月21日まで、1月8日から
- ◇ 検便(寄生虫、きょうじ) 12月22日まで、1月8日から
- ◇ 梅毒血清反応検査 池袋保健所 12月20日まで、1月8日から
- 長崎保健所 12月18日まで、1月8日から
- ▽ 受付時間：午前9時～10時
- 池袋保健所：池1-4-17
- 長崎保健所：池1-1-19

**医師等医療関係者の年末現状届について**

例年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護婦(士)、准看護婦(士)、歯科衛生士、歯科技工士の年末現状届を今年もれなく保健所へ提出してください。

医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健師会、助産師会、看護婦会の方には、事務局から用紙を一括してお渡しますが、その他の方は、12月中旬までに保健所から届出用紙を受取って提出してください。

**保健所衛生課へご連絡ください。**

東池袋事務所：南大塚2の36の2 946-2511

西池袋事務所：池袋1の59 971-5531

**保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母親が最前働いていたり、死亡、行方不明、あるいは病気で児童の保育ができない状態をいいます。**

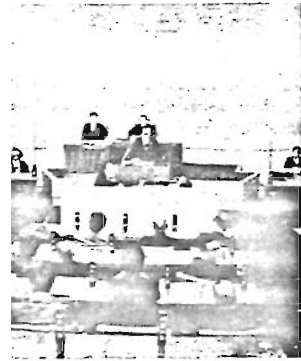
現在、本区には公立29、私立11、計40の保育園があります。ここに4千名の児童が保育されています。保育園に欠員が生じる度に、申請者の中より「保育に欠ける」程度の高い児童から順次入園していただいています。

**保育園入園理由となる「保育に欠ける」というのは、例えば、母親が最前働いていたり、死亡、行方不明、あるいは病気で児童の保育ができない状態をいいます。**

現在、本区には公立29、私立11、計40の保育園があります。ここに4千名の児童が保育されています。保育園に欠員が生じる度に、申請者の中より「保育に欠ける」程度の高い児童から順次入園していただいています。

### 第4回 区議会定例会開く

#### ～日比区長、所信を表明～



本年最後の区議会定例会は、11月24日に召集され、12月15日まで開かれています。冒頭、日比区長は定例会の主要案件である昭和52年度の一般会計決算について概略次のように説明し、招集の挨拶を行いました。

今回提案いたしました案件のうち、認定第一号から第三号に至る昭和52年度の一般会計ならびに二特別会計収入支出決算の内容につきましては、後列、収入より説明いたさせていただきますが、この機会に、一般会計決算の要領と、それに関連して、私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

まず、収入決算額は、約11億9,839万8千円で、前年度に比べ13・1パーセントの増、予算額に対する収入割合は100・7パーセントと存じます。

また、収入決算額は、約11億9,839万8千円で、前年度に比べ13・1パーセントの増、予算額に対する収入割合は100・7パーセントと存じます。

前年度実質収支との差額、すなわち前年度収支は約3億3,155万8千円の黒字となっております。この実質収支約1億4,000万円の剰余金のうち、既に本年度、中央図書館の建設費をはじめ、重要かつ緊急な事業の財源として、約15億5,300万円を昭和53年度の当初予算および補正予算に計上済みでありますので、残額は約1億5,100万円でありまして、今後における区税収入の推移等を見きわめたいと存じます。

次に、収入決算状況であります。まず収入決算額が初めて30億の大台に達しましたが、その財源構成をみると、特定財源がこれらも初めて100億を越え、約10億9,000万円でありまして、前年度に比べ24・6パーセントの増、構成割合においては33・6パーセントを占めているのであります。

このことは、特別区税をはじめとする一般財源の相対的な先細りを示すものでありまして、その構成割合において前年度のそれを3・1パーセントも下回って66・4パーセントとなり、財政の自主性を

低下の傾向が一段と顕著になっております。また、自主財源対依存財源の比率をみると、現行財政調整制度の初年度である昭和40年度の歳入決算額では、依存財源が23パーセントでありましたが、この昭和52年度のそれは46・1パーセントでありまして、この12年間に、本区財政の依存度が実に倍増していることがわかるのであります。

一方、歳入決算額の性質別構成をみると、義務的経費が60・9パーセントを占め、投資的経費が16・5パーセント、その他の経費が22・6パーセントとなっております。

義務的経費の前年増伸率が歳入全体の伸び率16・1パーセントを下回って11・4パーセントにとどまったのに対し、投資的経費が58・5パーセントも増加し、公共施設建設の執行実績が拡大したことを示しております。

開し、財政運営の弾力度を回復するたために、今後とも引き続き増員抑制という方針、課題に、取り組んでまいります。これは、取り組んでまいらなければならぬと考えております。

さて、区内のとおり、昭和52年度の一般会計予算は、長期不況と深刻な財政状況のもとで、経常経費の圧縮と財源の効率的配分を追求しつつ、福祉と防災に力点を置いて編成いたしましたのであります。

最後に、本日提案申し上げる案件は、決算認定3件、および条例1件でございます。おおよそ条例を賜りますようお願い申し上げます。よろしくご審議のうえ、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたしまして、

## 自動車と振動

昭和53年6月に行った自動車公害についての区政モニターアンケートによると、62・5パーセントの人が、自動車公害(騒音・振動・排気ガス等)で困っていると答えています。そこで、今回は、自動車公害のうち、振動(道路交通振動)について考えてみましょう。

### 道路交通振動とは

自動車が行き交うことにより生じる振動を、道路交通振動といいますが、この振動の大きさに影響を与える要因としては、

- ①車体の大きさ・総重量・その整備状態
- ②交通状態(交通量・大型車混入)

### 道路交通振動の基準

現在、振動に関する環境基準はありませんが、要請基準といえるものがあります。要請基準をいえることにより、道路の周辺に生活環境が著しくこたえられると認めるとき、都道府県知事は道路管理者に対し、道路の舗装、維持または修繕を、また公安委員会に対し、道路交通法の規定による振動の防止措置を要請します。

要請基準値は、時間の区分と用途地域によって、表1のように定められています。

ここで、振動レベルの値について簡単に説明しましょう。一般に振動を感じる値は55dB

### 豊島区内の実態

沿道に住む人々からは「振動で家の建てつけが悪くなった」「深夜振動で寝られなくなった」「深夜などの苦情が不安が寄せられている」など、そこで、区公署では、これらの苦情のあった地点を中心に振動規制法に基づき測定しました。その結果は表2のとおり、い

表1. 要請基準

種別	用途地域	時間	区分	要請基準
第1種	第1種住宅地域	昼間	午前8時から午後7時まで	65
			午後7時から午後11時まで	60
	第2種住宅地域	昼間	午前8時から午後7時まで	70
			午後7時から午後11時まで	65
第2種	商業地域	昼間	午前8時から午後7時まで	70
			午後7時から午後11時まで	65
	近隣商業地域	昼間	午前8時から午後7時まで	70
			午後7時から午後11時まで	65
工業地域	昼間	午前8時から午後7時まで	70	
		午後7時から午後11時まで	65	

注 測定方法は自動車を対象として、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに、1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行ない、その区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

なお、振動方向は、道路方向、測定場所は、道路敷地境界とする。

表2. 振動規制法に基づく道路交通振動調査結果

道路名	測定場所	測定値平均	要請基準
		昼間	夜間
1 十三間通り	南長崎5-6	55	65
2 目白通り	高田2-18	55	65
3 川越通り	池袋本町1-7	58	65
4 西池袋通り	南池袋4-23	46	65
5 西池袋通り	南池袋2-46	53	65
6 中仙道	東池袋5-14	46	65
7 山手通り	西池袋4-21	62	60
8 要町バス通り	要町3-29	53	65

### 振動の低減のために

道路交通振動の防止対策として、現在、大きくわけて三つ考えられます。

一つは、自動車と交通対策(自動車構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制)があります。たとえば、大型車の通行制限、スピード規制、過積載車の取締りなどがあります。

二つ目は、道路構造の改善です。これは、道路面の凹凸をなくしたり、歩道を設けることです。

三つ目は、沿道対策です。これは、なるべく家を沿道から遠ざけることです。これらのことは実際には難しいことも多く、おもに路面の損傷や凹凸箇所の補修、舗装の打替、あわせて最高速度規制、大型車の中央線寄り通行等の交通規制が行われています。

道路を掘りかえた後の復旧工事は、はたして、また運転する人はスピードは控え目をお願いしたいものです。沿道の人々に迷惑をかけることが、せめてもの礼儀と首肯をしよう。

注1 振動レベル 振動が人体に与える感覚は、大きさが同じでも周波数により異なる。この人体感覚により補正した加速度レベルを、振動レベルという。また、人体感覚は水平振動と鉛直振動とは異なる。振動規制法では鉛直方向を対象としており、単位はdB(デシベル)で表す。

注2 80%レンジの上端値 5秒間隔で100回測定し、得られた測定値を小さいものから大きいものへと並べて、その全体を100%とし、下方、上方それぞれ10%づつ切り捨てた残りを80%レンジと称し、10%の値と90%の値をそれぞれ下端値、上端値という。



区民役所出張所 年内にご利用の方はお早目に

★年末年始★

「区」の窓口「のご案内」

▽区役所・出張所・福祉事務所・保健所・児童館・道路工事事務所・公園工事事務所
★年末：12月28日まで

▽勤労青少年センター・厚生会館・老人福祉センター・こども館・青年館・社会教育会館・南大塚ホール・体育館・体育場・荒川野球場・図書館・図書貸出センター・区民集会所
★年末：12月27日まで



★はしかの予防接種を

実施中です

たぐい、豊島区医師会に委託して、はしかの予防接種を無料です。実施しています。
◇本年度は次の方々を対象としています。
◇このうち区分1および区分2に該当する方には来月1月頃までに

Table with 4 columns: 区分, 対象, 実施期間, 備考. It lists vaccination details for different districts.

個別にお知らせを郵送しますので、それまでお待ちください。
◇区分3に該当する方には、個別にお知らせはしませんので、今までははしか(麻疹)にかかっていない方は、もよりの保健所予防課にお申し出ください。
◇なお接種を受けると、その後5〜14日の間に1〜3日間ぐらいたるやまやけが自立し、発熱や発しん等を生ずることがあります。お子さんの健康状態のよい時を選んで区内所定の医療機関でお受けください。

繰上げ支給の年金額

Table showing age groups and percentage of early pension payments. Columns include '受給時の年齢' and '繰上げ率'.

国民年金の繰上げ請求は

国民年金から受ける老齢年金は65歳から受けられますが、60歳までに老齢年金の受給要件を満たしていれば、60歳から64歳までの間で請求は可能です。



★年始：1月3日から
▽豊島区・秀山荘・高麗清流園
★年末：12月24日まで
★年始：1月2日まで
▽区民センター・公会堂・振興会館
★年末：12月25日まで
★年始：1月6日から
▽公益奨励
★年末：12月30日まで
★年始：1月4日から
▽中学校スポーツ開放校
★年末：12月24日まで
★年始：1月7日から
▽教育相談室
★年末：12月28日まで
★年始：1月4日から
※障害者青少年センターは休みません。

Advertisement for '人権' (Human Rights) featuring a portrait of a woman and text about human rights education and committee activities.

「人権」とは、人間が生れながらもっている自由、平等の権利である。そして日本国憲法においては、基本的な人権の尊重というものが保障され、日本国民が、人間らしく生き、最低限度の生活を営む権利を与えられているのである。
しかし、今日の日本では、この「人権」とは、人間が生れながらもっている自由、平等の権利である。そして日本国憲法においては、基本的な人権の尊重というものが保障され、日本国民が、人間らしく生き、最低限度の生活を営む権利を与えられているのである。

工商などという身分に分けられていた江戸時代を考えると、比較などで豊かな時代である。しかし、現代人には現代人としての悩みがある。
わたしは住んでいる東京、ここは最も人々が集中し、住宅が立ち並び、近隣関係も農村から比べればきわめて薄く、これらの悪条件が、相手の生活や立場を考慮しない利己的な人間を生んだ原因ではないかと思う。そして、その結果を、いくつかの例をあげて考えてみたい。
まず騒音を例にとってみよう。私の家の隣の隣はスナックを経営している。おじの家では、最近のカラオケブームのりながら酔ってしまった客の声と音楽が、一つの壁を境とし、低く重くうなるように伝わってくる。そのうえ、「もう片側の家では、その主婦が「自律神経失調症」に悩まされてしまったという話を聞いた。この病気が自律神経からくるもので、めまい、吐き気など、人によってさまざまな症状をあらわし、治療にも長期間を要するのである。
この場合、この店は近隣の人々の生活を不快にするだけでなく、人間にとって最も大切な体にまで傷を負わしてしまったのである。「こういう商売なんだから!」そう口にしてしまえばそれまでである。また、一日の仕事場での緊張感から開放、今日あったつらい事を忘れてしまいたい一心、友人との気の合った会話、みなこの一時を楽しく自由に生きようとしている。だから、周囲の人々がとかく言うことはできないかもしれない。しかし、彼らは、この「自由」の意味を少しもわかっていない。健康な最低限度の生活を営んでいるように、私たちに安らかに眠ることができる権利がある。それをわかってほしい。そして、今の都会の住宅状況、つまり家と家の接近などを十分心得てほしい。また、店では商売を続けるべくして防音設備など工夫が必要であらう。しかし、このような問題は、人権擁護委員会の人権相談の方に相談すれば、きつとよい解決の糸口がつかめるだろう。
話題は変わるが、三か月半ほど前私たちが一家は引越した。理由は日当たりの時間が少ない、いや、日がほとんど当たらない、いと言ってよいだろう。つまり、日照権の問題である。結果、よく日のさす家に住むことができ、家族ともに喜んでいる。また、太陽が時を告げてくれるため、生活習慣も規則正しくなった。
しかし、この日照権に悩まされている人々は年々ふえていくはすである。超高層ビルの急な建設により、今までと違って、このようにビルの建てる大会社に比べればこれに反対する住民の力などは、かかる事でもできないほど小さなものではないのである。
こんな時、住民は人権擁護委員の方の手助け、相談を必要としているのである。
今、ここで、騒音問題や日照権について自分なりの考えを述べてみたが、まだ人権について、よく理解できていない私である。私たちは、自分たちの利益や自由を考へる前に、相手の立場や生活を考へられるような人間になろうとする努力をしようではないか。そうすれば、きっと、一人一人の人間が快適に暮らしていけるだろう。
日本国憲法第三十三条「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。これをよく心得たうえで、今後の地域社会での生活を続けていきたいものである。」

# お知らせ



番号はすべて区役所  
(981-1111)の内線です

## 冬の青年のつどい

大きな夢をくらむ白銀の世界があなたを待っています。スキーを初めてする人も上手な人も、わたしたちの施設で心ゆくまで語り合い、新しい友を見つけてみましょう。

- ◇参加費：1万7千円
- ◇申込み：12月11日から申込金5千円を添えて、スキー協会事務局（北大塚2の27の4・電話012755）または体育係03485へ。
- ◇主催：豊島区スキー協会
- ◇後援：豊島区教育委員会
- ◇本スクール中に区民スキー競技会（2月4日）を開催します。参加希望の方は体育係までどうぞ。
- ◇出場：2月2日（金）午前7時
- ◇豊島公会堂前
- ◇開催：2月5日（月）午後6時
- ◇対象：区内在住または在勤の青年男女
- ◇定員：60名（男女各30名）
- ◇内容：スキー講習会、雪上レクリエーション
- ◇参加費：9千500円
- ◇申込み：12月12日午前9時から
- ◇社会教育課事業係で先着順に受け付けます。午後5時以降は青年館で8時まで受け付けます。申込みは原則として、申込金（A）4千円をいれたきまです。申込金は原則として不参加の場合にもお返しいたしません。
- ◇詳細：社会教育課事業係03465、または青年館06740へ。
- ◇豊島区スキー協会
- ◇スキースクール
- ◇とき：2月3日～5日（前夜祭2泊3日）
- ◇ところ：長野県平野スキー場
- ◇対象：定員：区内在住または在勤の方で、滑走経験が1週間以上の方 40名
- ◇申込み：12月23日までに参加費
- ◇申込み：12月11日まで、午前10時～午後6時
- ◇ところ：区民センター
- ◇主催：豊島区美術家協会
- ◇後援：豊島区教育委員会
- ◇新着16ミリフィルム映画会
- ◇日時：12月16日午後1時30分
- ◇場所：区民センター5階映写室
- ◇映画：イルカと少年（カラー45分）、砂の家（カラー50分）
- ◇入場料：無料
- ◇詳細：視聴覚係03521へ。
- ◇会場：つどいの会場に
- ◇場所：長崎3の6の24
- ◇長崎保健所1階講義室（洋室4回）
- ◇時間：午後6時～9時30分
- ◇とき：昭和54年1月15日
- ◇式典会場：豊島公会堂
- ◇式典：オーケストラ演奏など
- ◇（1分間指揮者コーナー）
- ◇つどいの会場：区民センター
- ◇似顔絵、ふるさと電話など
- ◇対象：昭和と昭和33年4月2日から昭和34年4月1日まで生まれ、加齢ください。
- ◇詳細：教員係03418へ。
- ◇都税事務所から
- ◇年末年始の窓口案内
- ◇都税の申告や納税、各種証明など、年末の事務取扱いは12月28日終了し、新年は1月4日から開始します。
- ◇休みの申告書、申請書の受付は「申告書受箱」で行います。
- ◇なお、都税の納税は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合で、12月30日まで取扱っています。
- ◇12月は、固定資産税・都市計画税第3期分の納期です
- ◇お近くの銀行、信用金庫などの都税取扱金融機関で、12月27日までに納めください。
- ◇買付資産の申告をお忘れなく
- ◇固定資産税の課税対象は、土地・家屋のほか事業用資産・建設設備・機械・装置・運搬具・什器・備品などの「償却資産」があります。
- ◇これらの償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。申告用紙は12月中にお送りしますが、届かない場合はお申し出ください。
- ◇申告期限：54年1月31日まで
- ◇申告先：詳細：資産所在地の都税事務所。
- ◇公称課税額をお忘れなく
- ◇次のような場合には、料金の10%の割合で、料理飲食等消費税がかかります。税金分をあらかじめ会費に組入れるとともに、料金を支払う際に納税のしるしとなる公称課税額を必ず受け取るように協力ください。
- ◇大家酒場、すし屋など飲食店の利用で、1人1回の料金が2千円をこえるとき。
- ◇料金の多少にかかわらず料理店、料亭、バー、キャバレーなどを利用したとき。
- ◇詳しくは、都税事務所相談コーナーへどうぞ。
- ◇豊島都税事務所01211
- ◇東京法務局振出出張所から
- ◇年末の登記事務取扱
- ◇例年年末になりますと登記事件が急激に増加し、年内に完了しないうものが多くなっています。
- ◇年内に登記の申請ならびに登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の請求等を予定されている方は、なるべく左記期日までに提出してください。
- ◇表示に関する事件のうち
- ◇実地調査を要するもの 12月13日
- ◇実地調査を要しないもの 12月16日
- ◇権利に関する事件 12月22日
- ◇赤羽高等職業訓練校から
- ◇建築構造・力学講習会
- ◇この講習会は、2級建築士の資格取得を志す方々のためのものです。
- ◇対象：①建築に関して6年以上の実務経験のある方 ②高等学校の建築科または土木科を卒業してから3年以上建築に関する実務経験のある方 ③職業訓練校において、建築構造科を修了し実務経験3年以上の方、ブロック建築科を修了し実務経験4年以上の方
- ◇その他同等の実力がある方
- ◇日時：54年1月8日～3月20日の月・水・金曜日 午後6時～9時10分
- ◇定員：30名
- ◇受講料：5千円
- ◇申込み：12月20日までに当所へ
- ◇詳細：03-8534へ。
- ◇東京都公害局から
- ◇公害防止管理者講習
- ◇講習の種類：1・2・3級資格講習、2・3級一般講習
- ◇受講資格：部内在住または在勤で、12月17日現在満20歳以上の方。資格講習は他に特定の資格が必要で、
- ◇講習期日：54年1・2月の部が指定する日
- ◇受講料：2千500円～3千500円
- ◇申込み：12月18日～20日に部庁第2庁舎1階ロビーで受付。申込書と案内書は区公害課にもあります。
- ◇詳細：01-5111（内線26133）へ。
- ◇石神井学園豊島区センターから
- ◇里親を求めています
- ◇現在、部内には親の死亡・入宅・家出・離婚などのため、家庭で生活を送ることができない子どもが数多くおり、そのほとんどが養育施設や乳児施設で養育されています。
- ◇部では、親といふしに生活できない子どもを、親に代って育てていただく里親（養育家庭）を求めています。これは養育家庭を目的とせずに養育していただくもので、育てるために必要な経費は部でお支払いします。今回は特に男の子を希望する方を歓迎します。
- ◇詳細は当センター04191へ
- ◇東京電力から
- ◇電気線の戸籍まわりをお忘れなく
- ◇お出かけの時、アイロンやドライヤーなどは、必ずコンセントからはずしておきましょう。
- ◇調理器具をじょうずに使います
- ◇コタツの下にはマットを敷き、コタツパンは大きめのものを使いましょう。タタミや外に逃げる熱を防ぎ、ムダが省けます。
- ◇電話局から
- ◇電話の転帳申込みはお早めに
- ◇年の瀬も迫り、電話の転帳などの注文が増え、電話局は大変混雑しています。
- ◇電話の転帳などは、予定が決まりましたら、お早めに相談ください。土曜日は窓口が大変混雑していますので、平日の早い時間をご利用ください。

## 成人の日のつどい

### 参加しましょう

- ◇とき：昭和54年1月15日
- ◇式典会場：豊島公会堂
- ◇式典：オーケストラ演奏など
- ◇（1分間指揮者コーナー）
- ◇つどいの会場：区民センター
- ◇似顔絵、ふるさと電話など
- ◇対象：昭和と昭和33年4月2日から昭和34年4月1日まで生まれ、加齢ください。
- ◇詳細：教員係03418へ。
- ◇都税事務所から
- ◇年末年始の窓口案内
- ◇都税の申告や納税、各種証明など、年末の事務取扱いは12月28日終了し、新年は1月4日から開始します。
- ◇休みの申告書、申請書の受付は「申告書受箱」で行います。
- ◇なお、都税の納税は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合で、12月30日まで取扱っています。
- ◇12月は、固定資産税・都市計画税第3期分の納期です
- ◇お近くの銀行、信用金庫などの都税取扱金融機関で、12月27日までに納めください。
- ◇買付資産の申告をお忘れなく
- ◇固定資産税の課税対象は、土地・家屋のほか事業用資産・建設設備・機械・装置・運搬具・什器・備品などの「償却資産」があります。
- ◇これらの償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。申告用紙は12月中にお送りしますが、届かない場合はお申し出ください。
- ◇申告期限：54年1月31日まで
- ◇申告先：詳細：資産所在地の都税事務所。
- ◇公称課税額をお忘れなく
- ◇次のような場合には、料金の10%の割合で、料理飲食等消費税がかかります。税金分をあらかじめ会費に組入れるとともに、料金を支払う際に納税のしるしとなる公称課税額を必ず受け取るように協力ください。
- ◇大家酒場、すし屋など飲食店の利用で、1人1回の料金が2千円をこえるとき。
- ◇料金の多少にかかわらず料理店、料亭、バー、キャバレーなどを利用したとき。
- ◇詳しくは、都税事務所相談コーナーへどうぞ。
- ◇豊島都税事務所01211
- ◇東京法務局振出出張所から
- ◇年末の登記事務取扱
- ◇例年年末になりますと登記事件が急激に増加し、年内に完了しないうものが多くなっています。
- ◇年内に登記の申請ならびに登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の請求等を予定されている方は、なるべく左記期日までに提出してください。
- ◇表示に関する事件のうち
- ◇実地調査を要するもの 12月13日
- ◇実地調査を要しないもの 12月16日
- ◇権利に関する事件 12月22日
- ◇赤羽高等職業訓練校から
- ◇建築構造・力学講習会
- ◇この講習会は、2級建築士の資格取得を志す方々のためのものです。
- ◇対象：①建築に関して6年以上の実務経験のある方 ②高等学校の建築科または土木科を卒業してから3年以上建築に関する実務経験のある方 ③職業訓練校において、建築構造科を修了し実務経験3年以上の方、ブロック建築科を修了し実務経験4年以上の方
- ◇その他同等の実力がある方
- ◇日時：54年1月8日～3月20日の月・水・金曜日 午後6時～9時10分
- ◇定員：30名
- ◇受講料：5千円
- ◇申込み：12月20日までに当所へ
- ◇詳細：03-8534へ。
- ◇東京都公害局から
- ◇公害防止管理者講習
- ◇講習の種類：1・2・3級資格講習、2・3級一般講習
- ◇受講資格：部内在住または在勤で、12月17日現在満20歳以上の方。資格講習は他に特定の資格が必要で、
- ◇講習期日：54年1・2月の部が指定する日
- ◇受講料：2千500円～3千500円
- ◇申込み：12月18日～20日に部庁第2庁舎1階ロビーで受付。申込書と案内書は区公害課にもあります。
- ◇詳細：01-5111（内線26133）へ。
- ◇石神井学園豊島区センターから
- ◇里親を求めています
- ◇現在、部内には親の死亡・入宅・家出・離婚などのため、家庭で生活を送ることができない子どもが数多くおり、そのほとんどが養育施設や乳児施設で養育されています。
- ◇部では、親といふしに生活できない子どもを、親に代って育てていただく里親（養育家庭）を求めています。これは養育家庭を目的とせずに養育していただくもので、育てるために必要な経費は部でお支払いします。今回は特に男の子を希望する方を歓迎します。
- ◇詳細は当センター04191へ
- ◇東京電力から
- ◇電気線の戸籍まわりをお忘れなく
- ◇お出かけの時、アイロンやドライヤーなどは、必ずコンセントからはずしておきましょう。
- ◇調理器具をじょうずに使います
- ◇コタツの下にはマットを敷き、コタツパンは大きめのものを使いましょう。タタミや外に逃げる熱を防ぎ、ムダが省けます。
- ◇電話局から
- ◇電話の転帳申込みはお早めに
- ◇年の瀬も迫り、電話の転帳などの注文が増え、電話局は大変混雑しています。
- ◇電話の転帳などは、予定が決まりましたら、お早めに相談ください。土曜日は窓口が大変混雑していますので、平日の早い時間をご利用ください。

## 官公所だより

- ◇詳細：教員係03418へ。
- ◇都税事務所から
- ◇年末年始の窓口案内
- ◇都税の申告や納税、各種証明など、年末の事務取扱いは12月28日終了し、新年は1月4日から開始します。
- ◇休みの申告書、申請書の受付は「申告書受箱」で行います。
- ◇なお、都税の納税は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合で、12月30日まで取扱っています。
- ◇12月は、固定資産税・都市計画税第3期分の納期です
- ◇お近くの銀行、信用金庫などの都税取扱金融機関で、12月27日までに納めください。
- ◇買付資産の申告をお忘れなく
- ◇固定資産税の課税対象は、土地・家屋のほか事業用資産・建設設備・機械・装置・運搬具・什器・備品などの「償却資産」があります。
- ◇これらの償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。申告用紙は12月中にお送りしますが、届かない場合はお申し出ください。
- ◇申告期限：54年1月31日まで
- ◇申告先：詳細：資産所在地の都税事務所。
- ◇公称課税額をお忘れなく
- ◇次のような場合には、料金の10%の割合で、料理飲食等消費税がかかります。税金分をあらかじめ会費に組入れるとともに、料金を支払う際に納税のしるしとなる公称課税額を必ず受け取るように協力ください。
- ◇大家酒場、すし屋など飲食店の利用で、1人1回の料金が2千円をこえるとき。
- ◇料金の多少にかかわらず料理店、料亭、バー、キャバレーなどを利用したとき。
- ◇詳しくは、都税事務所相談コーナーへどうぞ。
- ◇豊島都税事務所01211
- ◇東京法務局振出出張所から
- ◇年末の登記事務取扱
- ◇例年年末になりますと登記事件が急激に増加し、年内に完了しないうものが多くなっています。
- ◇年内に登記の申請ならびに登記簿謄本・抄本あるいは印鑑証明書の請求等を予定されている方は、なるべく左記期日までに提出してください。
- ◇表示に関する事件のうち
- ◇実地調査を要するもの 12月13日
- ◇実地調査を要しないもの 12月16日
- ◇権利に関する事件 12月22日
- ◇赤羽高等職業訓練校から
- ◇建築構造・力学講習会
- ◇この講習会は、2級建築士の資格取得を志す方々のためのものです。
- ◇対象：①建築に関して6年以上の実務経験のある方 ②高等学校の建築科または土木科を卒業してから3年以上建築に関する実務経験のある方 ③職業訓練校において、建築構造科を修了し実務経験3年以上の方、ブロック建築科を修了し実務経験4年以上の方
- ◇その他同等の実力がある方
- ◇日時：54年1月8日～3月20日の月・水・金曜日 午後6時～9時10分
- ◇定員：30名
- ◇受講料：5千円
- ◇申込み：12月20日までに当所へ
- ◇詳細：03-8534へ。
- ◇東京都公害局から
- ◇公害防止管理者講習
- ◇講習の種類：1・2・3級資格講習、2・3級一般講習
- ◇受講資格：部内在住または在勤で、12月17日現在満20歳以上の方。資格講習は他に特定の資格が必要で、
- ◇講習期日：54年1・2月の部が指定する日
- ◇受講料：2千500円～3千500円
- ◇申込み：12月18日～20日に部庁第2庁舎1階ロビーで受付。申込書と案内書は区公害課にもあります。
- ◇詳細：01-5111（内線26133）へ。
- ◇石神井学園豊島区センターから
- ◇里親を求めています
- ◇現在、部内には親の死亡・入宅・家出・離婚などのため、家庭で生活を送ることができない子どもが数多くおり、そのほとんどが養育施設や乳児施設で養育されています。
- ◇部では、親といふしに生活できない子どもを、親に代って育てていただく里親（養育家庭）を求めています。これは養育家庭を目的とせずに養育していただくもので、育てるために必要な経費は部でお支払いします。今回は特に男の子を希望する方を歓迎します。
- ◇詳細は当センター04191へ
- ◇東京電力から
- ◇電気線の戸籍まわりをお忘れなく
- ◇お出かけの時、アイロンやドライヤーなどは、必ずコンセントからはずしておきましょう。
- ◇調理器具をじょうずに使います
- ◇コタツの下にはマットを敷き、コタツパンは大きめのものを使いましょう。タタミや外に逃げる熱を防ぎ、ムダが省けます。
- ◇電話局から
- ◇電話の転帳申込みはお早めに
- ◇年の瀬も迫り、電話の転帳などの注文が増え、電話局は大変混雑しています。
- ◇電話の転帳などは、予定が決まりましたら、お早めに相談ください。土曜日は窓口が大変混雑していますので、平日の早い時間をご利用ください。